

## 川崎市シニアパワーアップ推進事業パソコン教室実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、シニアの生きがいと社会参加の促進を図ることを目指した川崎市シニアパワーアップ推進事業の一つとして、シニアへのIT技術の普及を推進するために実施するパソコン教室（以下「教室」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 教室の実施主体は、川崎市とする。ただし、運営については、川崎市シニアパワーアップ推進事業実施要綱第2条により委託を行うことができる。

(対象者)

第3条 教室の受講対象は、市内在住の40歳以上の者とする。

(内容)

第4条 教室のカリキュラムの詳細については、第6条で定める会議にて定めることとする。

(費用)

第5条 教室の受講料は、実費負担の範囲内とし、次条で定める会議にて定めることとする。

(会議)

第6条 教室の内容の充実を図るため、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課の職員と運営主体の代表で構成する会議を設ける。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、教室の実施に必要な事項は、健康福祉局長寿社会部長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。